

新しい公共支援事業第1回連絡調整会議 議事要旨

日時：平成23年6月9日（木）14:00～16:45

場所：三田共用会議所3階大会議室

出席者：内閣府 山内審議官、北池課長、三上参事官、久保田企画官、渡部補佐
都道府県 新しい公共施支援事業担当者
運営会議 澤井委員（座長）

- 議題：1. 支援事業の進捗状況について
2. 支援事業に関する検討課題等について
3. NPO等の情報開示について
4. 連絡調整会議の地方開催について
5. その他、意見交換

議事要旨：

1. 支援事業の進捗状況について

内閣府が、資料1により支援事業の進捗状況を説明。また、都道府県が震災対応案件のモデル事業の概要を説明。質疑応答は以下のとおり。

- ・民間の助成金との併給調整は必要か。

←一つの経費に対して複数の補助金を併給することはできない。一つの団体が複数の助成金を受け取る場合には、使う助成金を活動内容ごとに整理してほしい。（内閣府）

- ・被災地での支援活動のような他県での活動も、モデル事業として認められるのか。

←モデル事業の趣旨に沿っていれば認められる。運営委員会で優先順位を検討する際には、その都道府県にとってメリットがあるかどうかは問われることになる。（内閣府）

←被災地支援のような他県での活動でも、当該県のNPO等の活動を高めるという意味では、地域の課題解決と言えると考えられる。（澤井運営会議座長）

2. 支援事業に関する検討課題等について

○被災県におけるNPO・ボランティア等の現状は以下のとおり。

- ・5月の連休以降ボランティアの数が減少し、人手が足りない。がれき処理、ボランティアの輸送、ボランティアとして来た者の支援、仮設住宅居住者の買い物等の支援など、ニーズはたくさんある。被災地の経済的な支援として、各地での物産市などもある。（被災県）
- ・4月に調査したところ、9割のNPO法人が会員からの寄附等の自己資金により、救援活動を行っていた。障害者支援、子育て支援、高齢者支援などの分野での活動が多い。活動を行っていない団体は、資金・人材・情報の不足が課題であった。資金・人材の面で支援が必要。（被災県）

○支援事業に対する要望は以下のとおり。

<モデル事業の増額>

- ・災害復興緊急事業としてモデル事業の募集をしたところ、5団体により9件の応募があった。ニーズはあるので、追加交付があると助かる。（被災県）

- ・基盤整備は独自の県条例で実施がすすんでいるため、モデル事業の割合を増やしたい。
- ・基盤整備に中間支援組織の手がまわらない。このため、モデル事業の割合を増やしたい。
- ・地域の実情に応じて、モデル事業の割合を1/2より増やすことを認めてほしい。

<支援事業全般>

- ・被災県からの避難者を支援するNPOのために、基金へ積み増ししたい。
- ・広報など新しい公共支援事業のPRを国で進めてほしい。
- ・原発の警戒区域等にあり活動できない団体は、モデル事業も含め本事業の支援を受けられない。地域に戻ってから支援を受けられるようにしてほしい。(被災県)

<モデル事業(震災対応)>

- ・行政が入ると公平性の観点などもあり、フットワークが悪くなる。震災対応のみ行政の関与を外してほしい。(被災県)
- ・震災対応案件のモデル事業はスキームを変えるべき。被災者が被災者を支える場合などは5者以上の連携は困難で、100万円も規模が大きい。
- ・震災対応案件と一般案件は別のスキームとしてほしい。

<モデル事業(全般)>

- ・モデル事業で行政との連携を外してほしい。予算編成・議会対応などで、市町村が入ると対応が遅れがちになる。
- ・行政との連携の問題点としては、モデル事業終了後の後年度負担の問題が発生し、市町村には重荷になること。
←民が自由に行える取組も過去にはあったが、国費をつぎ込む今回のモデル事業のスキームでは行政とのパートナーシップは必要。形はどうであれ、官民のパートナーシップの存在が新しい公共の基本的な姿である。(澤井運営会議座長)
- ・行政が変わり、行政が地域社会にコミットメントすることが重要で、行政とのパートナーシップは外すべきではない。
- ・モデル事業は、民と官の事前の議論・コンセンサスが必要で、これがないと前に進まない。
- ・NPOが行政とどう付き合ったらよいか分からないところもあり、期間は2年よりも長いとよい。

3. NPO等の情報開示について

内閣府が、資料3により支援事業におけるNPO等の情報開示を、資料4によりNPO法人の情報開示を説明。

- ・NPO法人の情報開示システム変更について、いつ説明会を開催するのか。24年度からは都道府県・政令指定都市がデータを入力することになるのか。
←夏頃めどに開催。データ入力については未定。(内閣府)
- ・示されたフォーマットは、わが県が既に持っている情報システムのものと似通っている。蓄積もあるので、情報を一から入力し直すのは避けたい。
- ・既存のシステムを全面改修しなければならないのか。

4. 連絡調整会議の地方開催について

内閣府が、資料5により、連絡調整会議の地方開催案を説明。

5. その他

ア) 内閣府が、資料6により、新しい公共支援事業の実施手法調査の案を説明。

イ) 内閣府が、資料7により、ガイドラインの趣旨を再確認。

ウ) 内閣府が、資料8により、新しい公共支援事業のモデル事業 PR 資料を紹介。

エ) 内閣府が、新しい公共推進会議震災支援制度等ワーキング・グループの提言素案（5/31開催の第5回WGの資料1）を紹介。

以上